

◎新潟県告示第1267号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年11月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
竹ノ子沢地区	五泉市中川新、切畑、小山田	次の図のとおり	土石流
大須郷(2)地区	五泉市小山田、切畑、中川新、大須郷	次の図のとおり	土石流
中ノ沢(2)地区	五泉市大須郷、中川新	次の図のとおり	土石流
飲井沢地区	五泉市中川新	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東俣地区	上越市浦川原区東俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東俣(1)地区	上越市浦川原区東俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東俣(2)地区	上越市浦川原区東俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）